

# 各種事業の展開（その他の保健事業）

---

令和4年度第1回 健康づくり推進協議会

令和4年10月7日



# 1. 協会における健康宣言事業の基本モデルについて

## (1) 概要

協会における健康宣言事業は日本健康会議の目標(宣言事業所数)に対応すべく、全47支部で宣言事業所数を伸ばしてきましたが、支部ごとに宣言に至るプロセスが異なり必ずしも協会としての狙いに沿った仕様となっておりませんでした。そこで協会の狙いに沿った宣言事業の標準化(基本モデル)を取りまとめ、全47支部で基本モデルを取り込んでいくこととなりました。

基本モデルへの移行は、新規宣言事業所は、令和4年度中とし、既宣言事業所は令和4年度末までに移行方法の検討を着手し、遅くとも令和8年度末までに移行を完了することとなりました。

## (2) 協会における基本モデル

○健康宣言は事業所カルテで自社の健康課題を踏まえた上で、宣言を行うプロセスとする。

### ①事業所カルテ(※1)の提供(プロセスの標準化)

- ・カルテはフォローアップ(事業所支援)の基本とする
- ・カルテを活用した宣言内容とする(要宣言前にカルテ提供)
- ・宣言1年後にカルテを提供し、宣言内容の再検討をする

### ②宣言項目の設定(コンテンツの標準化)

- ・宣言項目は重点的かつ定量的なものとする
- ・健診受診率、指導実施率を宣言項目の必須とする
- ・提示する宣言項目(※2)から事業所の現状を踏まえて選定する選択項目を設定する

(※1) データ数が少なく事業所カルテの提供ができない事業所に対しては、「健康度カルテ(業態別)」や「取組チェックシート」を提供

(※2) ①身体活動・運動 ②食生活・栄養 ③こころの健康づくり・休養 ④たばこ ⑤アルコールなど

### (3) これまでの島根支部における健康宣言

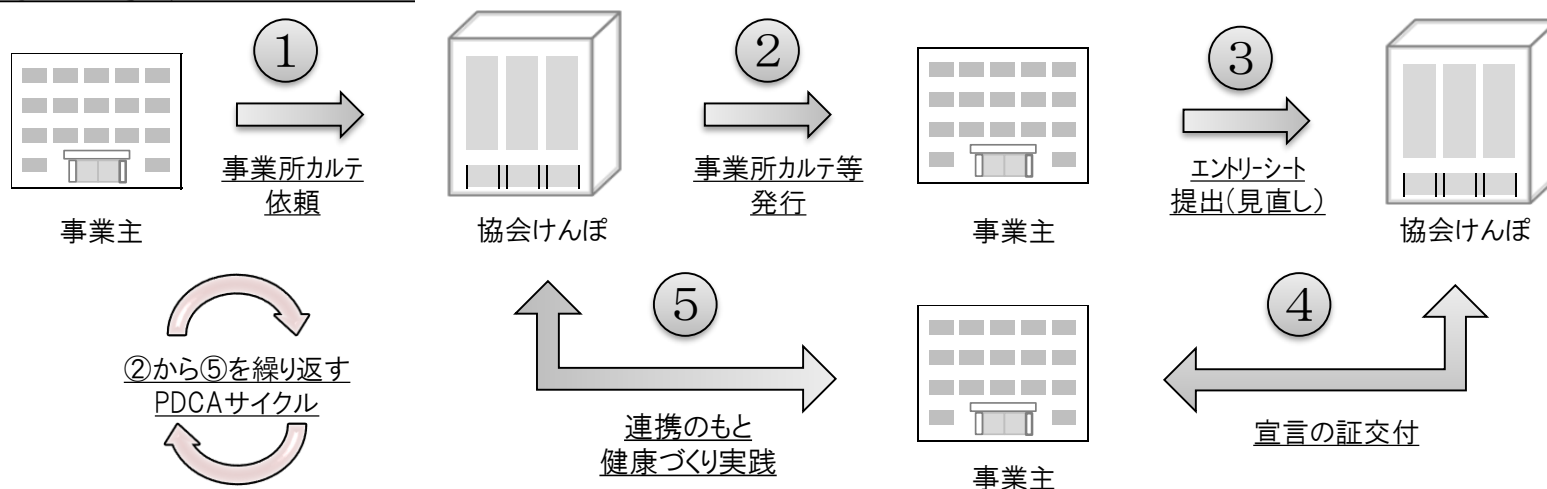
健康宣言時のエントリーシートには4つの宣言項目（①健診・重症化防止 ②健康管理・安全衛生 ③喫煙対策 ④メンタルヘルス対策）を記載しており、各事業所での具体的な取組みが記載されていなかったり、健診や保健指導の実施率目標が明記されていない仕様。

### (4) 今後の島根支部における健康宣言

健康宣言前に事業所カルテと健康づくりチェックシートを配布し、自社の健康課題を踏まえた健康づくりへの取組を盛り込んだ内容で宣言していただく方法に変更します。また、毎年度提供する事業所カルテにより、取組状況の確認及び見直しをしていただくスキームに変更します（PDCAサイクルの導入）。

これから新規で健康宣言いただく事業所は8月から本スキームで宣言いただき、既存で宣言いただいている約1,300事業所に関しては、今年度は移行への周知を行い、本格的には令和5年度から移行開始といたします。

#### < 健康宣言事業のイメージ >



## 2. 「健康経営<sup>®</sup>」の普及・促進

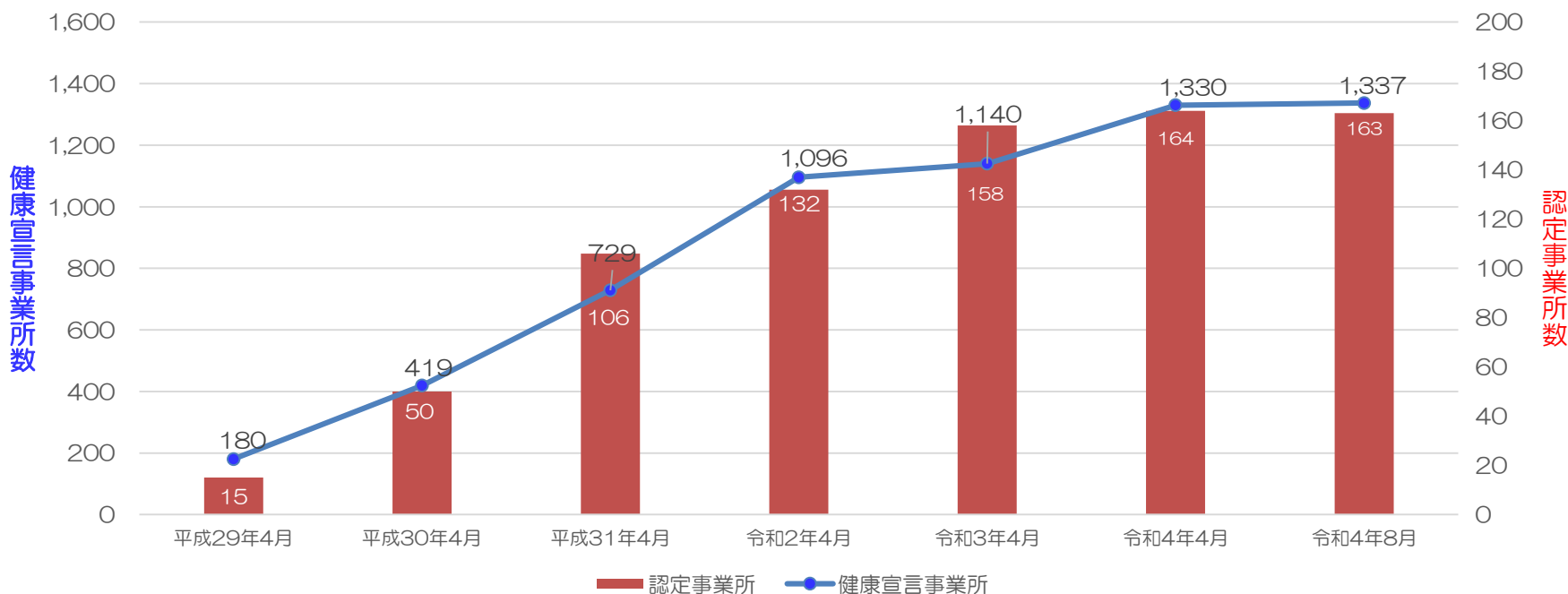
※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標

### (1) 健康宣言事業所及び認定事業所の拡大

#### ① ヘルス・マネジメント認定制度の実施状況（令和4年8月末時点）

健康宣言事業所	1,337事業所
支部目標（宣言事業所数）	1,360事業所
認定事業所	163事業所

#### 【健康宣言事業所数の推移】



## ② 文書勸奨による「健康宣言」の促進

健康宣言していない事業所に向けて、ヘルスマネジメント認定制度の周知及び参加の文書勸奨

## (2) ヘルスアップサポート事業の実施

### ① 健康宣言事業所またはヘルスマネ認定事業所に対する健康づくり支援事業

#### i) 健康づくり出前講座【対象：認定事業所・健康宣言事業所】

- ・令和4年度から、新規に以下の講座を追加

- 治療と仕事の両立支援

「治療をしながら働ける職場づくり」「両立支援の進め方」

- お口の健康

「歯と生活習慣病の深い関係」

- 仕事が原因の体調不良の改善

「知らないと損する腰痛のリスク」「仕事で痛めないからだ作りのコツ」

「業種それぞれで起こる「職業病」とは」

#### ii) 健康測定機器の貸し出し

(血管年齢測定器6台・肺年齢測定器4台・体組成計2台・全自動血圧計2台)

#### iii) 申込状況【令和4年8月末時点】( )内は令和3年度実績

健康づくり出前講座4件(25件)、健康測定機器貸出16件(46件)

※健康づくり出前講座の1件はリモートによる実施

※健康測定機器の内訳：血管年齢7件・体組成計7件・血圧計2件

肺年齢測定器は、新型コロナウイルスにより今年度の貸出実施なし

## ② 支部保健師・管理栄養士の専門職による事業所別の個別フォローアップ

ヘルマネ認定事業所及び健康経営優良法人認定事業所を除く健康宣言事業所へ支部保健師または管理栄養士が保健指導等で事業所を訪問した際に、併せて事業主や担当者に対して、事業所カルテを用いて事業所の健康度等を解説し、その事業所の健康課題等の把握や今後の取組みについて、アドバイスをを行う。

また、事業所の健康課題に対して、保健指導や出前講座等による健康づくりのフォローアップを実施する。

## ③ 健康宣言事業所の取組支援に関する広報誌の発行

健康宣言事業所向けの健康づくりに関する情報を発信し、健康づくりのフォローアップを図る  
令和4年度は、2回の発行予定（広報誌名：けんこらぼ※1）

- ・ 1回目：令和4年9月

事業所カルテに併せて発行し、カルテの活用方法や下記のセミナー案内等の案内

- ・ 2回目：令和5年2月予定

（※1）「健康」「コラボレーション」「ラボ（研究室）」を組み合わせ、事業所と協会けんぽが連携し、健康への研究を推進していくという意味を含めたもの

## ④ 健康宣言事業所を対象としたセミナーの開催

令和4年度は、2回の開催予定

- ・ 1回目：令和4年9月29日（オンライン）

「健康経営優良法人2023」認定取得のポイントについて、事業連携している生保会社の専門講師からの解説と協会から事業所の健康づくりの事例紹介

- ・ 2回目：令和5年3月予定

### 3. 加入者等への意識啓発・情報提供（ポピュレーションアプローチ）

#### （1）いきいきチャレンジウォーク2022

##### 【事業概要】

例年開催しているウォーキング大会について、今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、好きなタイミングに個人単位で参加できるWEBツールを活用したスタンプラリー方式で開催。

昨年度は、二次元バーコードを読み取る方式でしたが、今年度はウォーキングマップ上にスポットを設け、参加者はスマートフォンのGPS機能（位置情報システム）を使い、各スポットで表示されるスタンプを集め、集めたスタンプの個数に応じて特典の応募が可能となる。開催期間は昨年度と同様に1カ月間。

- 実施期間 : 令和4年9月17日から令和4年10月16日
- 開催地域 : 松江市（2コース）・出雲市（2コース）・浜田市（1コース）・益田市（1コース）  
（昨年度から、新たに益田市でコース設定）
- 参加者数 : 人（令和4年 月 日時点）
- 関係団体 : 共催：島根県国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会島根連合会、山陰合同銀行健康保険組合、山陰自動車業健康保険組合  
後援：島根県、松江市、出雲市、浜田市、益田市、島根県保険者協議会、株式会社山陰中央新報社  
協力：島根県立美術館



## 4. 未治療者受診勧奨（ハイリスクアプローチ）

### ○健診機関からの受診勧奨業務

#### 【事業概要】

健診結果（血圧値または血糖値）にて要治療と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者（以下「未治療者」という。）に対して受診勧奨を行い、生活習慣病の重症化を防止する。

- ・対象となる未治療者が生活習慣病予防健診を受診した健診実施機関に勧奨業務を委託実施。

### 1. 対象者

生活習慣病予防健診受診者で事前に協会から文書による受診勧奨（一次勧奨）が実施されているもののうち、次のいずれか1つ以上に該当する者。

- |               |            |
|---------------|------------|
| ①収縮期血圧        | 180mmHg以上  |
| ②拡張期血圧        | 110mmHg以上  |
| ③空腹時血糖        | 160mg/dl以上 |
| ④HbA1c（NGSP値） | 8.4%以上     |

### 2. 令和4年度 実施期間・実施方法

令和4年4月～令和5年3月

健診実施機関にて生活習慣病予防健診の結果から、要治療・要精密検査の判定となり治療等が必要な者に対して、健診日の1か月後に受診勧奨の確認のための電話勧奨を実施。未受診であれば、あわせて受診勧奨を実施。

### 3. 事業状況

- ・生活習慣病予防健診機関52機関のうち、7機関で実施。
- ・7機関以外で受診した者へは、支部保健師または管理栄養士による保健指導を実施。かつ、西部地域に関しては、保健指導専門機関へ委託し、受診勧奨を実施。

## 5. 重症化予防対策（ハイリスクアプローチ）

### ○糖尿病性腎症重症化予防対策

#### 【事業概要】

生活習慣病の危険因子を保有している加入者を対象に、腎機能低下の遅延及び人工透析導入の予防または人工透析の導入時期を1年でも遅らせる。

- 松江地域糖尿病対策会議を通じて、かかりつけ医から対象患者を紹介いただき、外部専門機関に重症化予防保健指導を委託実施。

#### 1. 対象者

協会けんぽ加入者のうち、以下の対象1もしくは対象2に該当する者

対象1：下表①糖尿病と②慢性腎臓病に該当する者  
（糖尿病性腎症第2期、第3期相当）

対象2：下表①から⑤の生活習慣病に関する対象疾病のうち3つ以上併発している者

対象疾病	検査値等	対象1	対象2
①糖尿病	空腹時血糖126mg/dl以上または、HbA1c6.5%以上	必須	しいて ずいれ るか 者3 つ 以上 併 発
②慢性腎臓病	尿蛋白+以上または、 eGFR60ml/分/1.73m <sup>2</sup> 未満かつ45ml/分/1.73m <sup>2</sup> 以上	必須	
③高血圧症	収縮期血圧160mmHg以上または、拡張期血圧100mmHg以上		
④脂質異常症	中性脂肪500mg/dl以上または、 LDLコレステロール180mg/dl以上または、 Non-HDLコレステロール210mg/dl以上		
⑤高尿酸血症	現在、治療中である。		

## 2. 昨年度からの変更点

外部専門機関から対象者本人へ参加勧奨から実施していたが、中々参加者が伸びないため、医師会等を通じかかりつけ医からの紹介方式とし、参加者の確保を目指す。令和4年度は、松江医師会を通じて実施し、次年度以降は事業実績を踏まえ、他の医師会での実施を検討する。

## 3. 実施方法

